

商業統計調査の必要性

1．調査の目的・必要性

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、商業統計調査規則（昭和27年8月13日通商産業省令第60号、最終改正平成21年3月18日経済産業省令第15号）によって実施している。

本調査は、事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額、経営形態などを産業分類別、規模別、地域別等に商業の実態を明らかにし、商業に関する施策等の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業を中心とする流通関連施策の立案、大規模小売店舗立地法及び小売商業調整特別措置法の運用、中小小売商業振興法の運用、商業近代化地域計画の策定、商店街診断、広域商業診断の実施、卸売商業団地等の計画策定、商店街近代化計画の作成、中小企業の事業転換推進、都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析のための基礎資料として利用されている。

また、国民経済計算、産業連関表、中小企業白書、商業動態統計、全国物価統計調査などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2．他調査との重複

商業の活動を把握することを目的とした統計調査は商統計調査の他には、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）があるが、重複排除の観点から「経済センサス-活動調査の実施方法等の見直しについて」の整理に従い、商業政策上必要な調査事項（商品販売額、売り場面積等）は経済センサス-活動調査にて把握し、その実施の2年後に商業の実態を詳細に把握するための調査を実施することとしている。

3．行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4．事業所母集団データベースを利用した重複排除等

次回、平成26年調査については、以下の年月に実施する予定である。

調査対象名簿の提出	平成26年 月
調査結果名簿の提出	平成27年 月

商業統計調査の利用実態

商業統計調査は商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

< 国での利用例 >

「中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）」（平成10年法律第92号）の基本方針策定、運用における市町村の基本計画作成及び評価、市町村の取組を支援するための国の施策検討の基礎資料として利用（経済産業省、市町村）地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税都道府県間清算の算定基準資料
地方消費税の都道府県間清算を行う際の算定基準の基礎資料

地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく地方交付税額算定の基礎資料

< 都道府県・市町村での利用例 >

地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

都市計画区域の整備、開発計画策等の基礎資料

商業集積状況の現状分析の基礎資料

激甚災害に対処するための基礎資料への利用

（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

< 国での利用例 >

産業連関表、国民経済計算（SNA）及び国民所得統計（GDP統計）等の基礎資料

中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料

< 都道府県・市町村での利用例 >

地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

(3) 企業や大学での利用

企業において、関係業界の動向分析、需要予測等の資料

大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1) 調査範囲からの除外

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。ただし、避難解除等区域(避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島市の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。)を含む調査区を除く。

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示。

住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示。

(2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、経済産業大臣が直接、郵送により調査を実施する。

2 変更する期間

本調査は年次調査であるが、本変更は当面、今回の調査のみの対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。